

## 規制改革実施計画（抄） （令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）

（6）健康・医療・介護

（i）デジタルヘルスの推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	身近な場所でのオンライン診療の更なる活用・普及	<p>(略)</p> <p>c 厚生労働省は、精神科や小児科などの診療において、オンライン診療が技術的には可能であっても診療報酬上算定が認められていない項目がある結果、医療機関がオンライン診療を行うインセンティブが必ずしも十分ではなく、オンライン診療の普及の弊害になっていることや、また、対面診療とオンライン診療の評価の在り方に関して指摘があること、これらの診療料においては対面診療に比してオンライン診療のアウトカムが同等である場合も存在することを踏まえ、オンライン診療の更なる普及・促進を通じた患者本位の医療を実現するため、精神科・小児科などの診療におけるオンライン診療の診療報酬上の評価の見直しを検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>d 厚生労働省は、「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」（令和 5 年 3 月株式会社野村総合研究所（厚生労働省令和 4 年度障害者総合福祉推進事業））において、初診精神療法をオンライン診療で実施することは「十分な情報が得られず、信頼関係が前提とされない」、「対面診療の補完としての活用を期待する声もある一方で、安全性・有効性の確保が課題との指摘もある」という理由で行わないこととされているが、患者団体や研究者からは初診精神療法のオンライン診療の必要性が求められていること、英米等においては初診精神療法をオンラ</p>	<p>(略)</p> <p>c：措置済み d：令和 6 年検討開始、令和 7 年までに結論・措置 e：令和 7 年度検討・結論・措置</p>	厚生労働省

		<p>イン診療で実施されていること、精神疾患に対するオンライン診療が対面診療と同等の有用性を示すエビデンスが国内外において示されていること、当該指針は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省）と同様に、厚生労働省が公開の議論を経て策定する必要があるとの指摘があることなどを踏まえ、安全性・必要性・有効性の観点から、適切なオンライン精神療法の普及を推進するために、新たな指針を策定・公表する。なお、その際、オンライン診療は対面診療と大差ない診療効果がある場合も存在し得ることから、良質かつ適切な精神医療の提供の確保に向け、初診・再診ともにオンライン精神療法がより活用される方向で検討する。</p> <p>e 厚生労働省は、d の新たに策定・公表する指針を踏まえ、オンライン診療の更なる普及・促進を通じた患者本位の医療を実現するため、オンライン診療における精神療法の診療報酬上の評価の見直しを検討し、所要の措置を講ずる。</p>		
--	--	--	--	--

(iii) 医療・介護等分野における基盤整備・強化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルール防止等	<p>高齢化とともに、高齢者を含む人口減少が進む我が国において、良質な介護・保育・障害福祉サービスの持続性を確保し、利用者の生活に支障を及ぼしかねないサービスの中断・停止等を回避するためには、介護・保育・障害福祉分野の事業者（社会福祉法人を含む。以下「介護事業者等」という。）の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化及び円滑な事業承継（以下「経営力強化等」という。）が必要である。経営力強化等の手段は多様であり、どの手段を選択し、必要に応じて、複数の手段を組み合わせるかは介護事業者等の経営判断で行われるものであるが、合併や事業譲渡等のニーズを有する事業者は一定程度存在する。</p> <p>一方で、介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等については、以下のような指摘がある。</p>	<p>a,b：令和6年度検討開始、令和7年度までに措置</p> <p>c,d：令和7年度までに措置</p> <p>e：（前段・システムの整備の要否を検討）可能な限り速やかに検討を開始し、令和7年度結論、（前段・利用の有無の公表）令和8年度措置、（後段）令和6年度検討開始、令和7年度までに措置</p> <p>f：（前段）可能な</p>	<p>a,c~e: とも家庭庁 厚生労働省 b,f: 厚生労働省</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護事業者等の合併、事業譲渡等に関して、地方公共団体によっては、肯定的に捉えていないところがあったり、あるいは、介護事業者等にとって、公開情報で知り得る事例も限られており情報不足から現実的な選択肢として検討することが困難。</li> <li>・介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続（合併、事業譲渡等に伴う手続を含む。以下同じ。）について、特に、介護保険法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、社会福祉法（昭和26年法律第45号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）等を執行する地方公共団体との調整が重要な課題である。</li> <li>・合併、事業譲渡等に関して事例が少ないこともあり、知見が乏しく、許認可に関する手続に関して地方公共団体の担当者間でも理解に濃淡が生じている。</li> <li>・地方公共団体による不適切なローカルルール（独自の規律に係る様式、添付書類、各種申請に関して同分野の事業者と地方公共団体が行う事前相談及びその他運用に関する事項を含む。以下同じ。）がある場合には、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重い。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、介護事業者等の経営力強化等を目的として、円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手続に要する負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>a こども家庭庁及び厚生労働省は、合併、事業譲渡等の事例及びその内容について介護事業者等による情報収集を容易にすることで、介護</p>	<p>限り速やかに検討を開始し、令和7年度結論、（後段）令和8年度措置</p>	
--	---	---	--

	<p>事業者等が自らの経営力強化等の選択肢として、合併、事業譲渡等を前向きに検討・実施可能なものであることの理解を促すとともに、地方公共団体が否定的に捉えるべきものではないことを明確化し、併せて、不適切なローカルルールによる介護事業者等の負担増を回避するため、介護事業者等及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に関する手順や処理期間、合併、事業譲渡等の事例、合併、事業譲渡等に至った経緯、目的、効果等を記載したガイドライン等を作成・公表する。</p> <p>b 厚生労働省は、社会福祉法人が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、社会福祉法人の合併認可件数は年間10～20件程度、また、事業譲渡等に係る認可又は届出件数は数十件程度で、それぞれ推移するなど事例が少ないことに起因して、必要な手続について地方公共団体の理解に差が生じていることや、地方公共団体による不適切なローカルルールがある場合には、社会福祉法人にとって、合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重いとの指摘を踏まえ、社会福祉法人の予見性向上並びに社会福祉法人及び地方公共団体の事務負担軽減の観点から、地方公共団体の実態も踏まえつつ、厚生労働省が令和2年3月に策定した合併・事業譲渡等マニュアル（以下「マニュアル」という。）を見直し、公表する。その際、社会福祉法人が合併、事業譲渡等の検討から各種指定申請までの各種手続の処理期間の目安等を記載することにより、合併、事業譲渡等を検討し、又は実施しようとする社会福祉法人及び当該社会福祉法人による手続の許認可等（当該手続に関する相談を含む。）を行う地方公共団体にとって必要な手続や期間が明確となり分かりやすく有用なものとなるよう留意する。あわせて、社会福祉法人が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、簡略化（事業所の職員に変更がない等、実質的に継続して運営されると認められる場合における手続及び提出書類を不要又は省略</p>		
--	--	--	--

	<p>可能とすることを含む。)も検討し、その結果を踏まえ、当該マニュアルに記載することで事務負担の軽減を図るものとする。</p> <p>c こども家庭庁及び厚生労働省は、介護サービス事業者が老人福祉法の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する届出関連文書等や、保育事業者が児童福祉法等の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する認可申請関連文書等について、介護事業者等の事務負担軽減の観点から、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、保育事業者、介護サービス事業者が全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずる。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請するとともに、先行して標準様式等が定められている介護保険サービスや障害福祉サービスと共通化可能な部分はそれぞれ共通化することを基本とする。</p> <p>なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。</p> <p>d こども家庭庁及び厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要の手続に係る地方公共団体によるローカルルールについて、介護事業者等の手続負担を軽減し、合併、事業承継等を円滑化する観点から、例えば、以下の事項について、地方公共団体ごとのローカルルールの有無・内容等を整理し、公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種申請に関して介護事業者等が行う地方公共団体との事前相談に関する事項</li> <li>・認可や指定に関する認可申請関連文書に係る様式又は添付書類に関する事項</li> <li>・社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に関する事前相談や添付書類に関する事項</li> </ul>		
--	--	--	--

	<p>e 厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要の手続のうち、老人福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、既に整備が進められている介護事業者及び障害福祉サービス事業者が全ての地方公共団体に対して必要な申請・届出を地方公共団体を問わず電子的に一括した申請・届出を可能とするための電子申請・届出システムを参考にしつつ、全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、cの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、介護事業者等及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず当該システムでの申請・届出をもって、手続を完結し得ることとするため、介護事業者等の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備の要否を検討し、必要な措置を講ずる。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、システム整備を行う場合は、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、厚生労働省において公表する。</p> <p>こども家庭庁及び厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要の手続のうち、児童福祉法及び社会福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、介護事業者等が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。</p> <p>f 厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要の手続のうち、老人福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、法人名を変更した場合など、同様の情報を複数回にわたって記載し、複数の地方公共団体へ提出する必要がある等の指摘があることを踏まえ、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものに</p>		
--	---	--	--

	<p>については、cの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。</p> <p>その際、特段の事情があり、eのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、eのシステム整備を行う場合は、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、厚生労働省において公表する。</p>		
--	---	--	--